

■2024 年度S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験
法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

取締役の会社に対する忠実義務・競業避止義務に関する基本的理解を問う問題である。

小問 1

A が、甲会社に知らせずに、乙会社の株式を取得した行為は忠実義務（会 355 条）違反となる（善管注意義務（民 644 条）違反でも可）。株式の取得は、甲会社の「事業の部類に属する取引」（会 356 条 1 項 1 号）ではないので、競業避止義務違反ではないことに注意。さらに、A が甲会社から合併・買収の相手となりうる会社の調査を委任されたことから、乙会社株式の取得が会社の機会の奪取となることを指摘できれば、優秀答案である。

A が乙会社代表取締役として洋菓子の製造販売の事業を行うことは競業取引（会 356 条 1 項 1 号）に該当する。その認定に際しては、甲会社は大阪府全域において、乙会社は大阪府吹田市において、同じ洋菓子の製造販売の事業を行っていることを指摘すること。また、小問 2 の損害額の推定との関係で、A の競業取引が、乙会社の代表取締役として「第三者のため」であるのか、乙会社の全株式を取得したことから「自己のため」であるのかを明示することが望ましい。A は、甲会社取締役会において重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない（会 356 条 1 項・365 条 1 項）にもかかわらず、「他の取締役に知らせることなく」競業取引を行っているので、競業避止義務違反である。

小問 2

A は、忠実義務および競業避止義務に違反しており、甲会社に対して任務懈怠に基づく損害賠償責任（会 423 条 1 項）を負う。競業避止義務違反については、会社法 423 条 2 項で損害額が推定される。その際、第三者のための競業として、乙会社の得た利益の額が損害額と推定されるのか、自己のための競業として、A が乙会社株主として得た利益の額が損害額と推定されるのかを論じることができれば、優秀答案である。

乙会社株式を取得した忠実義務違反については、甲会社の損害（額）の判定が困難であるところ、甲会社が取締役 A に対して、大阪府下の販売網を拡大するため、合併・買収の対象会社を調査するよう委任し、A はその調査の過程で乙会社のオーナー社長から乙会社株式の取得を持ちかけられ、これを取得したことから、甲会社が A に対して乙会社株式の引き渡しを請求することができるかを検討できれば、優秀答案である（会社百選 53 事件 [山崎製パン事件] を参照）。

以 上